農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）	第二条第七号	存続期間	存続期間又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。同号において同じ。）が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間
	第六条第七号	存続期間	存続期間又は農地中間管理機構が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間

（土地改良事業の説明）

第二十条の八　法第二十二条の六第三項の規定による説明は、土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。

（農用地区域設定の要請）

第二十条の九　法第二十二条の七第一項の規定による要請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した要請書を同意市町村に提出しなければならない。

一　要請者の氏名又は名称及び住所

二　当該要請に係る農用地の所在、地番、地目、用途及び地積

三　当該要請に係る農用地につき法第二十二条の七第一項の権利を有する者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示

2　前項の要請書には、法第二十二条の七第一項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（農業経営を営む法人となることに関する計画の基準）

第二十条の十　令第十一条第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下この号において「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、同意市町村の基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

四　（略）

（特定農業団体の要件）

第二十条の十一　令第十一条第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　その耕作又は養畜に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

三　その耕作又は養畜に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

（農用地利用規程の認定の公告）

第二十一条　第二十条の規定は、法第二十三条第八項（法第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（新設）

（新設）

（農業経営を営む法人となることに関する計画の基準）

第二十条の七　令第九条第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、同意市町村の基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

四　（略）

（特定農業団体の要件）

第二十条の八　令第九条第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　その耕作又は養畜に要する費用をすべての構成員が共同して負担していること。

三　その耕作又は養畜に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

（農用地利用規程の認定の公告）

第二十一条　第二十条の規定は、法第二十三条第八項（法第二十四条第四項で準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。